

議案第48号

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1. 改正する条例

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

2. 条例改正の目的

令和7年の国家公務員の給与に関する人事院勧告、国による地方財政措置及び労使協議の結果を踏まえ、給料表の改正を行う。

3. 条例案提案までの経緯

令和7年8月、人事院から国家公務員の給与に関する勧告等が行われ、これを受け同年12月下旬、国家公務員の給与法の改正法及び本市一般職の給与条例の改正条例が成立した。

他方、会計年度任用職員の給与条例に関しては、財政的な観点及び人事院勧告の趣旨を踏まえ、常勤職員とは異なる独自の給料表改定方法が必要と判断し、令和7年9月から10月にかけて職員組合に改定方法の見直しに関する労使協議を申し入れた。複数回の協議の結果、令和8年2月下旬、給料表改定方法について一旦は労使間で合意するに至った。

しかし、給料表改定額の設定に齟齬があることが判明したため、改めて職員組合に協議を申し入れるとともに、改正条例案の令和8年3月議会提案も見送った。その後、再び労使間で協議し、令和8年5月下旬、本条例案の形で給料表改定を行うことについて合意するに至った。

議案第48号

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

4. 条例改正の内容等

(1) 給料表の改正

令和7年度の地方財政措置に当たり、国が会計年度任用職員の給料改定率を3.98%であると見込んでいることを勘案し給料表の改定を行う。具体的には、給料表の各号給の給料月額を一律7,900円増額する改定を行う。

(2) 影響額（令和7年4月～令和8年6月の間の報酬・期末勤勉手当の差額）

報酬 45,216千円

期末勤勉手当 16,771千円

計 61,987千円

5. 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用する。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和8年6月定例会

議案の
件名

議案第48号
交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他
()

〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
<p>本条例は、会計年度任用職員の給与等に関する事項を定めることを目的とする。</p>		<p>会計年度任用職員の給与改定に関しては、人事院勧告に沿った内容であるか否か、常勤職員同様の改定か否か等について自治体により区々であるように見受けられる。</p>			
		<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
<p>令和7年の国家公務員の給与に関する人事院勧告、国による地方財政措置及び労使協議の結果を踏まえ、給料表の改正を行う必要があるため。</p>		<p>給料表の改正による影響額（概算）61,987千円 【内訳】給料表の改正：報酬 45,216千円、期末勤勉手当 16,771千円</p>			
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
<p>令和7年8月、人事院から国家公務員の給与に関する勧告等が行われ、これを受け同年12月下旬、国家公務員の給与法の改正法及び本市一般職の給与条例の改正条例が成立した。</p> <p>他方、会計年度任用職員の給与条例に関しては、財政的な観点及び人事院勧告の趣旨を踏まえ、常勤職員とは異なる独自の給料表改定方法が必要と判断し、令和7年9月から10月にかけて職員組合に改定方法の見直しに関する労使協議を申し入れた。複数回の協議の結果、令和8年2月下旬、給料表改定方法について一旦は労使間で合意するに至った。</p> <p>しかし、給料表改定額の設定に齟齬があることが判明したため、改めて職員組合に協議を申し入れるとともに、改正条例案の令和8年3月議会提案も見送った。その後、再び労使間で協議し、令和8年5月下旬、本条例案の形で給料表改定を行うことについて合意するに至った。</p>		まちづくりの目標	目 標	—	
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	
		施策	施 策	その他	
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）			
		計画名称			
		策定年度			
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間			
		〈政策等の実施時期〉		公布の日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		総務部	人事課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無（新旧対照表等）	

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第22号)新旧対照表

別表(第4条関係)

給料表

(改正後)

号給	給料月額
	円
1	191,400
2	192,500
3	193,700
4	194,800
5	195,900
6	197,600
7	199,200
8	200,800
9	202,400
10	204,100
11	205,700
12	207,300
13	208,900
14	210,600
15	212,300
16	214,000
17	215,300
18	216,900
19	218,500
20	220,000
21	221,500
22	223,100
23	224,700
24	226,300
25	227,900
26	229,600
27	230,900
28	232,200
29	233,500
30	234,600
31	235,700
32	236,800
33	237,900
34	239,500
35	241,100
36	242,700
37	244,300
38	246,100
39	247,700
40	249,300
41	251,100
42	252,600
43	253,900
44	255,200
45	256,500
46	257,800
47	259,100
48	260,200
49	261,200
50	262,300

(改正前)

号給	給料月額
	円
1	183,500
2	184,600
3	185,800
4	186,900
5	188,000
6	189,700
7	191,300
8	192,900
9	194,500
10	196,200
11	197,800
12	199,400
13	201,000
14	202,700
15	204,400
16	206,100
17	207,400
18	209,000
19	210,600
20	212,100
21	213,600
22	215,200
23	216,800
24	218,400
25	220,000
26	221,700
27	223,000
28	224,300
29	225,600
30	226,700
31	227,800
32	228,900
33	230,000
34	231,600
35	233,200
36	234,800
37	236,400
38	238,200
39	239,800
40	241,400
41	243,200
42	244,700
43	246,000
44	247,300
45	248,600
46	249,900
47	251,200
48	252,300
49	253,300
50	254,400

(改正後)

号給	給料月額
	円
51	263,400
52	264,400
53	265,300
54	266,300
55	267,300
56	268,300
57	269,200
58	270,100
59	271,000
60	271,800
61	272,800
62	273,900
63	274,900
64	275,700
65	276,700
66	277,600
67	278,700
68	279,700
69	280,700
70	281,700
71	282,700
72	283,700
73	284,700
74	285,700
75	286,800
76	287,800
77	288,800
78	289,700
79	290,700
80	291,600
81	292,700
82	294,000
83	295,000
84	296,000
85	297,000
86	298,100
87	299,200
88	300,200
89	301,300
90	302,200
91	303,300
92	304,300
93	305,500
94	306,600
95	307,700
96	308,900
97	310,100
98	311,100
99	312,100
100	313,200
101	314,100
102	315,000
103	315,800
104	316,400

(改正前)

号給	給料月額
	円
51	255,500
52	256,500
53	257,400
54	258,400
55	259,400
56	260,400
57	261,300
58	262,200
59	263,100
60	263,900
61	264,900
62	266,000
63	267,000
64	267,800
65	268,800
66	269,700
67	270,800
68	271,800
69	272,800
70	273,800
71	274,800
72	275,800
73	276,800
74	277,800
75	278,900
76	279,900
77	280,900
78	281,800
79	282,800
80	283,700
81	284,800
82	286,100
83	287,100
84	288,100
85	289,100
86	290,200
87	291,300
88	292,300
89	293,400
90	294,300
91	295,400
92	296,400
93	297,600
94	298,700
95	299,800
96	301,000
97	302,200
98	303,200
99	304,200
100	305,300
101	306,200
102	307,100
103	307,900
104	308,500